

BC660～A D 453の紀年論 書紀編者は何を意図したか

小林宜英

Kobayashi.Yoshihide@sea.plala.or.jp

日本書紀が記述する期間

- (1) 日本書紀人代は初代神武天皇が橿原宮で即位するBC660年から40代持統天皇が文部天皇に譲位するAD697年までを対象として日本の歴史を記載している。
- (2) しかしこの記述は神武天皇が弥生前期に即位していることや古代の天皇のお歳が著しく長いことなどから江戸時代以後さまざまな批判があり、真実究明の論が続いてきた。
- (3) 明治時代、東洋史学者の那珂通世博士は19代允恭天皇(453年崩御)までの1113年間が疑わしいとされ、以後定説となり現在に及んでいる。

日本書紀の記述スタイル

- (1) 日本書紀の歴史記述は中国の記述に倣い天皇各代の年紀をもとに(〇〇天皇〇〇年このようなことがあった)編年体で書かれ補足に十干十二支法が用いられている。
- (2) 持統天皇からの天皇の在位年数を通算してさかのぼれば神武天皇の即位は確かにBC660年の辛酉の年となる。
日本書紀の記述は真偽は別として歴史的一貫性がある。

私の考えた日本書紀の造作 (神武—允恭間を3区分、以下の延長があった)

- .1、初代神武—9代開化間で干支9運(540年)の延長があった
- .2、10代崇神—神功皇后間で干支5運(300年)の延長があった
- .3、15代応神—19代允恭間で干支2運(120年)延長があった

結果を見れば神武—允恭間はBC660年からAD453年までの1113年間ではなく16運短い153年間でしかない。

ここからの展開

(1)ここからの展開は日本書紀の歴史造作の道筋を探るか、

(2)結論が文献・考古学等に照らして日本の歴史と整合

しているか、いずれに関心があるかによって

異なってくるが本報告では造作の道筋をたどる。

(3)造作の道筋をたどるにはあらかじめ3つの予備知識が必要

①十干十二支法とは？ ②「チーム日本書紀」が編纂？

③辛酉(かのととり)革命説とは？

十干十二支法とは？

甲	甲子(1年目				
乙		乙丑(2年目			
丙			丙寅(3年目		
.....				
最終癸みずの と行数10					
10年目癸酉 11年目甲戌 12年目乙亥 13年目丙子	みずのととり きのえいぬ きのとい ひのえね				

十干十二支法の制約

- (1) 60年以上を表現できない。しかし東アジア共通の方法
日本では江戸時代までこの方法で年を表現
したがって60年を暦がもどると称して還暦という。
- (2) 日本書紀は干支の原理を崩さず、60年の倍数の単位で
発生年を動かしている。
- (3) 東アジアでは太陰太陽暦が用いられ、西洋は太陽暦
けれども両歴とも1年が $365.24\dots$ 日/年であると共通理解
(グレゴリオ暦、元嘉暦、儀鳳暦)ユリウス暦は 365.25
- (4) 日本には602年百濟僧觀勒が初めて暦法を伝えた。

「チーム日本書紀」により編纂？

(1) 古事記で巷間言われるように稗田阿礼や太安万侶のように

限定された人物の作ではなく、複数人がチームで関与。

(2) 「日本書紀成立の真実」森博達氏によれば書紀全30巻に

は正格漢文で書かれた α 群と和習の目立つ β 群がある。

α 群には日本人が後補した部分が目立つ巻もある。

「豈以天孫代鞍作乎」⇒「豈以鞍作代天孫乎」(皇極紀)

α 群: 巻14～21(雄略～崇峻)、24～27(皇極～天智)

β 群: 巻1～13(神武～安康) 22～23(推古～舒明)

28～29(天武)

辛酉(かのととり)革命説

- (1) 中国易経などによる革命説 辛酉の年に革命が起こる。内
60×21年の年は一蓐(イツポウ)と言い大革命の年とする。中国
では隋の時代に弾圧により根絶するも日本で生き残った。
BC660年の神武即位は一蓐に該当と陰陽学者の主張により
できた説。
- (2) 日本書紀の記載による神武即位はBC660年、
書紀編者はどういう対応をしたか、反対した？
渋々あるいはすすんで合意した？
ちなみに日本書紀の成立はAD720年でその年は辛酉に該当。

現代各紀年論者の主張の概要

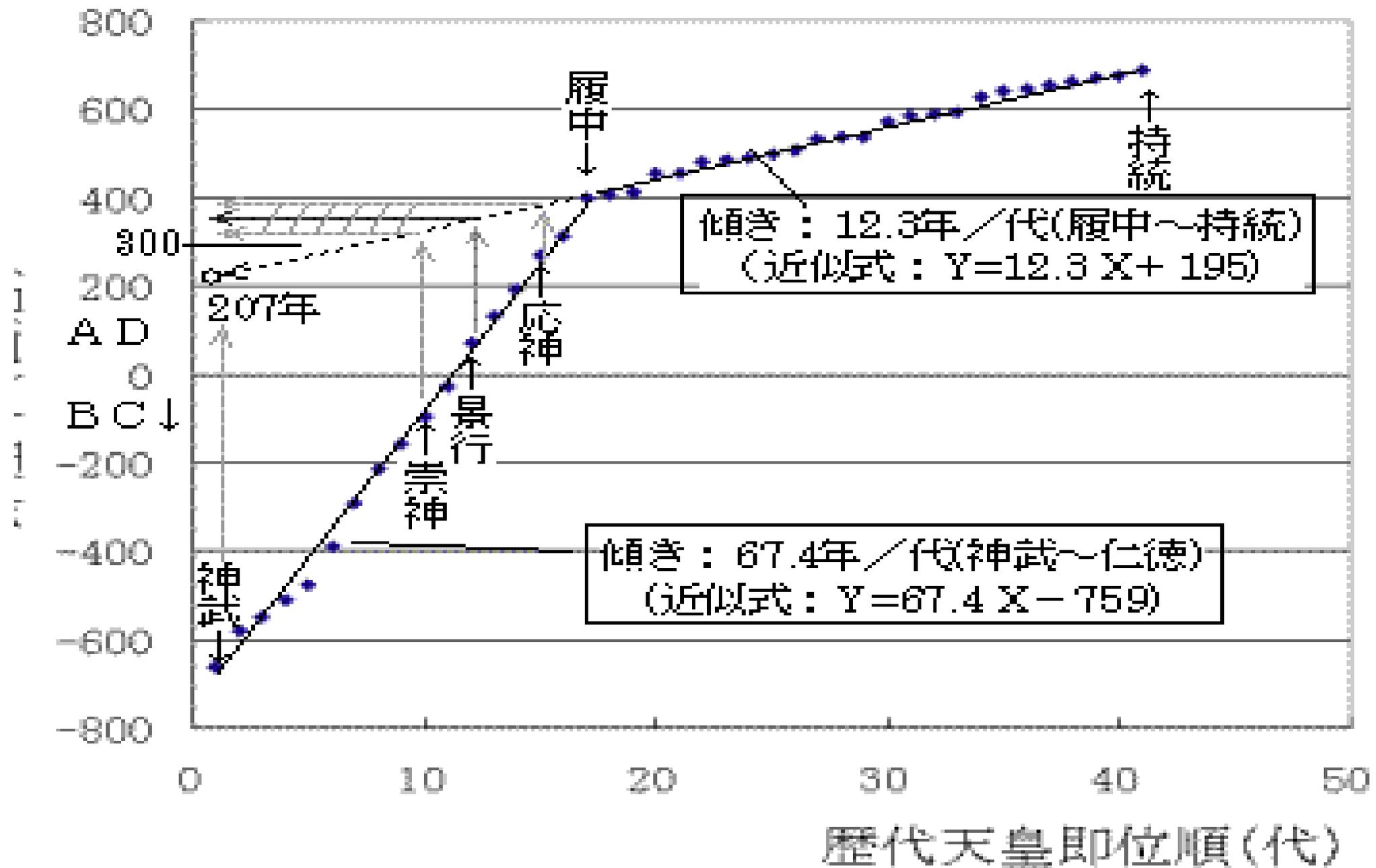
(1) 崎元正則氏「書紀にほのめくヒミコの系譜」

(2) 最小二乗法により古代天皇を除外して在位時期を推定

神武～持統の書紀データから神武天皇即位を207年とする。

(3) 最小二乗法の最初の提唱者平山朝治氏は33代用明天皇か

らのデータを用いて神武天皇即位を276年とした。



竹田昌暉氏「日本書紀の暗号」

・神武東征の主力群は中国の「呉」の軍隊と主張。

・「宋書」に記載されていて「日本書紀」に記載がない「倭の五王」賛、珍、齊、興、武の特定を以下の計算式で行っている。

$$Y = (X - 285) \div 3.5 + 405 \quad \text{ここでYは西暦換算、Xは書紀紀年}$$

・「倭の五王」以外中国史書に記載があり、「日本書紀」が触れていない朝貢はある。漢書における57年の「倭の奴国」、107年の「倭国王推升」。書紀に記載がないのは意識的or無意識

倉西裕子氏「日本書紀の真実」

(1) 丁寧、かつ細部にわたって論述。ただし神功紀以降限定

(2) 基準点を設定し、その前後の期間を「列」として認識

(3) 「倭の五王」に触れた上に、古事記真福寺本もとりあげる

古事記真福寺本は崇神天皇から古事記の記載する33代推古天皇までの崩年干支を記してある。崇神天皇の場合戊寅(318年or258年)に崩御と記載がある。

(4) 印象的にはA,B,C,D,Z,列や基準年、延長紀年などの独自

概念を多用しておられるためやや煩瑣の感がある。

(5) 3氏の他にも「my紀年論」的論考もあるがやや思い付的

私の紀年論探索順序

1	初代神武～9代開化 書紀期間:562年 3代安寧—9代開化	$562-60年 \times 9運 = \underline{22年}$ 神武～綏靖の实在期間 安寧—開化間は架空の存在として期間0	ステップ4 ステップ3
2	10代崇神～14代仲哀 & 神功 書紀期間:365年 神功皇后	$365-60年 \times 5運 = \underline{65年}$ 崇神～神功の实在期間 神功は架空の存在として期間0	ステップ5 ステップ2
3	15代応神～19代允恭 書紀期間:183年	$183-60年 \times 2運 = \underline{63年}$ 応神～允恭の实在期間 応神元年=390年、雄略5年は461年…… 定点 雄略5年=461年とすると允恭薨去はその8年前の 453年、応神元年—允恭薨年間は63年のはずなの に書紀期間183年となっていて120年の差がある	ステップ1

探索ステップ1

(1) G3期間に2つの定点(実際にその時点で発生した)が存在

応神元年=390年 百済の王の動向と応神紀内容が一致

明治期に那珂博士が発見

雄略5年=461年 百済武寧王の陵墓1971年発見。未盗掘

古墳でしかも墓誌があり、雄略紀と一致

(2) 両定点間は72年の間隔があるが書紀は192年間であるかの

ように記している。允恭まで64年を184年と延長している

(3) この延長120年により、書紀記述が西暦に合致した。

探索ステップ2、神功紀に書かれる錯乱 (神功摂政元年は201年か321年か?)

1	神功39年	西暦239年	卑弥呼魏へ遣使。「魏志倭人伝によると、明帝の景初3年6月に倭の女王大夫難斗米等を遣わして……」
2	神功52年	西暦372年	七枝刀百済近肖古王より受領。「七枝刀の刀一口七子の鏡一面、及び種々の重宝を奉った。」
3	神功55年	西暦375年	百済の近肖古王崩御。「百済の肖古王が薨じた」
4	神功66年	西暦266年	邪馬台国台与遣使。「晋の国の天子の言行などを記した起居中に武帝の奉初2年十月倭の女王が……」
5	神功69年	西暦389年	神功皇后崩御

ステップ1、2はどちらも60年×2運延長の意図が見て取れる。3、4も同様か？

- (1) この間の天皇は事績の記述があまりない。御陵も自然丘が多い書紀の記述は4巻のみに纏められており「欠史八代の天皇」と言われる。
- (2) 神武でさえ東征一即位までの記述は多いが即位後は少ない
- (3) ただ2代目綏靖天皇のみ即位の記述あり、重要記述の感がある
- (4) 「欠史八代の天皇」と言われるようにこの間の天皇を基本的に架空の存在と考える。G3及び神功紀に適用された十干十二子法の取り扱い慣行から見て期間22年のみ残し、9運×60年＝540年の延長がなされた、と見る。

探索ステップ5 崇神一神功

.この間の天皇は基本的に実在性がある、と思うがどの天皇もいわくありげな在位期間を示している。

(景行 & 成務60、神功69、仲哀9、崇神68、垂仁99)

.そもそも神功皇后は皇后であるのに天皇在位期間に加えられてカウントされている。

- G2の実在期間はやはり干支の取り扱い慣行に基づき5運延長された(崇神～神功在位期間363年間)-300=63年間である、と考える。
- 神功皇后は合成された架空の存在である。

崇神—神功間の別途方法による期間推定

- (1) 応神元年＝390年であることを那珂博士が主張
- (2) 崇神—応神間が史実性があると前提すれば、天皇の
平均在位期間分遡れば崇神の推定即位時期がわかる。
- (3) 崇神は応神の5代前、天皇の平均在位期間11.8年/代
- (4) $390 - 11.8 \times 5 = 331$ 崇神の即位が331年である、と算定

10代ごとの天皇の平均在位年数

別途推定とステップ推定の近似

- (1) 定点応神元年=390年から算定して崇神即位は65年前の325年、がステップ推定からの結論であった。
天皇の代当たり平均在位期間から求めた331年はこれに近似する。
- (2) 神武即位のステップ推定は更にその22年前の303年となる。
- (3) 結果は日本書紀記述は崎元氏207年説や平山氏、276年説よりさらに新しい時代のことと算定される結果になった。

1、なぜ神武や崇神が古い時代に？

- (1) 神武(始馭天下之天皇)崇神(御肇國天皇)とも始祖と見られる(ハツクニシラススメラミコト)の和風諡号をおくられた天皇
- (2) 高句麗の始祖朱蒙の即位はBC37年、新羅の始祖赫居世の即位はBC69年、百済の始祖温祚の即位はBC18年これより日本の両天皇の出自を古くしたかった。
- (3) 崇神をBC97~としておけば中務省のすすめる辛酉革命説をごもつともとしても支障はなかった。

2、神功皇后は架空の存在？

- 672年壬申の乱により大海人皇子が勝利し天武天皇となる。
この時敗れた大友側のうち、一族の中臣金のみ死罪となる。
- 41代持統女帝は天武との間にできた草壁皇子を帝位に希望
しかし草壁は若くして夭折、その子文武が幼少ながら帝位に。
だが文武も若年薨去。43代文部の母元明天皇、44代その子元
正天皇と女性が続き、45代に至って文武の子、男子の聖武に
- 藤原不比等は女帝の続く時代に女性の帝位継承の正当化を
行い、中臣氏の復権を図ろうとした。

3、神功紀になぜ錯乱部分があるか？

- 神功紀は皇后を天皇の年紀にカウントして記述している上に偉大なリーダー兼摂政として皇位継承の正当性を主張している
- 41代持統、文武を挟んで43代元明、44代元正と続く皇位継承シナリオを誰が正当化したか。論争がなかったはずはない。
- 日本書紀編者のリーダーである藤原不比等は先史に偉大な女性リーダーを描かせた。しかし論争は収まりきらず結局矛盾した存在である神功皇后像を残したまま日本書紀は完成した。

4、「神」の漢風諡号された天皇・皇后

- 「書紀」の漢風諡号で神の文字がつくのは神武・崇神・神功・応神の4人しかない。
- 応神元年＝390年ならば好太王の碑に見える辛卯(391年)に海を渡って新羅・百済を臣民としたのは応神の可能性が高い。
- 言わば神武は創業者、崇神は建国の雄、応神は国際化の雄として「日本書紀」が記述された、と言えるのではないか

5、実在の天皇の在位年は平均に近似

- (1) 神武～綏靖は2代22年 平均11年
- (2) 安寧～開化(7代)は架空
- (3) 崇神～仲哀は5代65年 平均13年
- (4) 神功は架空
- (5) 応神～允恭は5代63年 平均12.6年

20代～100代の天皇の平均在位期間 11.8年

6、中国文人鄭玄の計算違い

- (1) 後漢の儒者、鄭玄は辛酉革命説の年数 60×21 年を1320年と記し、平安時代の三善清行朝臣の「革命勘文」もそのまま訂正無しに引き継いだため一節の開始は600年ではなく660年となった、と那珂博士が指摘。
- (2) 竹田昌暉氏は日本書紀編者は事実を知りながら、後世正される、と信じて書紀を書き上げた、と主張。正されれば西暦のきりの良いBC600年が神武即位の年となる。
- (3) 明治政府は神武即位BC660 年を追認。昭和になり1940年に「紀元2600年祭」が行われる。次の2040年の「建国記念の日」に同様に「紀元2700年祭」が行われるのだろうか？

次回への繰り越し

これで今回の報告を終わります。

神武東征、邪馬台国論、箸墓古墳やそれに先行する古墳形態、
出雲の国譲、倭をとりまく国際情勢、倭はいつから日本と
名乗ったか、

など実際に生起したとされるテーマを紀年論との関係で解き明かす必要はあるのですが、次の機会に回させていただきます。